



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号 外
第 23 号

目 次

選挙管理委員会	
○押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部改正.....	1
監 査 委 員	
○押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部改正.....	5
収 用 委 員 会	
○押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部改正.....	6
○栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程の一部改正.....	6

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第十号

押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部を改正する告示

(栃木県選挙等執行規程の一部改正)

第一条 栃木県選挙等執行規程(昭和二十五年栃木県選挙管理委員会告示第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第七条の三 ビラ証紙交付票の交付を受けた者がビラ証紙の交付を受けようとする場合においては、当該ビラ証紙交付票に候補者の氏名(ビラ証紙交付票の交付を受けた者が候補者届出政党である場合にあつては、当該候補者届出政党の名称及び当該ビラ証紙の交付を受ける者の氏名)を記入して</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: right;">県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者届出政党は、ビラ証紙をはるべきビラで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添えなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>第九条の三の四 検印票の交付を受けた候補者届出政党が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に当該候補者届出政党の名称及び当該検印を受ける者の氏名を記入する</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: right;">とともに、これに検印をすべきボス</p>	<p>第七条の三 ビラ証紙交付票の交付を受けた者がビラ証紙の交付を受けようとする場合においては、当該ビラ証紙交付票に候補者の氏名(ビラ証紙交付票の交付を受けた者が候補者届出政党である場合にあつては、当該候補者届出政党の名称及び当該ビラ証紙の交付を受ける者の氏名)を記入し、</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: right;">その印(ビラ証紙交付票の交付を受けた者が候補者届出政党である場合にあつては、当該ビラ証紙の交付を受ける者の印)を押して県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者届出政党は、ビラ証紙をはるべきビラで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添えなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>第九条の三の四 検印票の交付を受けた候補者届出政党が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に当該候補者届出政党の名称及び当該検印を受ける者の氏名を記入し、当該検印を受ける者の印を押すとともに、これに検印をすべきボス</p>

ターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 5 略

第九条の三の六 証紙交付票の交付を受けた候補者届出政党がポスター証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び当該ポスター証紙の交付を受ける者の氏名を記入する

とともに、これにポスター証紙をはるべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 5 略

第四十三条 検印票の交付を受けた政党その他の政治団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に当該政党その他の政治団体の名称及び検印を受ける者の氏名を記入する

とともに、これに検印をすべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 5 略

第四十三条の三 証紙交付票の交付を受けた政党その他の政治団体が証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び当該証紙の交付を受ける者の氏名を記入する

とともに、これに証紙をはるべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 5 略

第五十二条 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及び所在地、開催年月日並びに検印を受ける者の氏名を記入する

とともに、これに検印をすべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 4 略

ターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出しなければならない。

2 5 略

第九条の三の六 証紙交付票の交付を受けた候補者届出政党がポスター証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び当該ポスター証紙の交付を受ける者の氏名を記入し、当該ポスター証紙の交付を受ける者の印を押すとともに、これにポスター証紙をはるべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出

しなければならない。

2 5 略

第四十三条 検印票の交付を受けた政党その他の政治団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に当該政党その他の政治団体の名称及び検印を受ける者の氏名を記入し、当該検印を受ける者の印を押すとともに、これに検印をすべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出

なければならない。

2 5 略

第四十三条の三 証紙交付票の交付を受けた政党その他の政治団体が証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び当該証紙の交付を受ける者の氏名を記入し、当該証紙の交付を受ける者の印を押すとともに、これに証紙をはるべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出

なければならない。

2 5 略

第五十二条 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及び所在地、開催年月日並びに検印を受ける者の氏名を記入し、当該検印を受ける者の印を押すとともに、これに検印をすべきポスターで、記載内容が同一であるものにつきその見本二枚を添え、県委員会に提出

なければならない。

2 4 略

別記第二号様式の二中「㊟」を削る。

別記第三号様式の二中「㊟」を削り、同様式備考を同様式備考Iとし、同様式備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出や、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三中巻紙の四(ヤシ)中「㊟」や証の、匣巻紙(ヤシ) 題紙や匣巻紙(ヤシ) 題紙「ム」
匣巻紙(ヤシ) 題紙に於けるものとする。

2 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三中巻紙の四(ヤシ)中「㊟」や証の、匣巻紙(ヤシ) 題紙に於けるものとする。

3 証紙の交付を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙の交付を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三中巻紙の五中「㊟」や証の、匣巻紙 題紙に於けるものとする。

3 検印を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三中巻紙の六中「㊟」や証の、匣巻紙 題紙に於けるものとする。

3 証紙の交付を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙の交付を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第四中巻紙中「㊟」や証の。

別記第六中巻紙中「㊟」や証の。

別記第八中巻紙中「㊟」や証の。

別記第九中巻紙及び別記第十中巻紙(ヤシ)中「㊟」や証の、匣巻紙(ヤシ) 題紙や匣巻紙(ヤシ) 備考「ム」
匣巻紙(ヤシ) 題紙に於けるものとする。

2 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十中巻紙(ヤシ)中「㊟」や証の、匣巻紙(ヤシ) 題紙や匣巻紙(ヤシ) 題紙「ム」
匣巻紙(ヤシ) 題紙に於けるものとする。

2 代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十三中巻紙中「㊟」や証の、匣巻紙と題紙「ム」に於けるものとする。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十四中巻紙中「㊟」や証の、匣巻紙と題紙「ム」に於けるものとする。

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十五中巻紙中「㊟」や証の、匣巻紙と題紙「ム」に於けるものとする。

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十五中巻紙の三(ヤシ)中「㊟」や証の、匣巻紙(ヤシ) 題紙に於けるものとする。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五中巻紙の三(ヤシ)中「㊟」や証の、匣巻紙(ヤシ) 題紙や匣巻紙(ヤシ) 題紙「ム」
匣巻紙(ヤシ) 題紙に於けるものとする。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五号募集の川(のり川)中「㊟」や証の' 区募集(のり川) 選挙区募集(のり川) 選挙区中' 区様式(のり川) 選挙区中のみはと見べぬ。

2 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五号募集の区(のり1)中「㊟」や証の' 区募集(のり1) 選挙区中のみはと見べぬ。

5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五号募集の区(のり11)中「㊟」や証の' 区募集(のり11) 選挙区中のみはと見べぬ。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五号募集の区(のり11)中「㊟」や証の' 区募集(のり11) 選挙区中のみはと見べぬ。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五号募集のくさの区記帳十中募集の区(のり1) 中の区中中「㊟」や証の' 区募集(のり1) 選挙区中のみはと見べぬ。

4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五号募集の区(のり11)中「㊟」や証の' 区募集(のり11) 選挙区中のみはと見べぬ。

4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十五号募集の区(のり11)中「㊟」や証の' 区募集(のり11) 選挙区中のみはと見べぬ。

3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第十号募集中「㊟」や証の' 区募集選挙区募集区募集選挙区中' 区募集選挙区中のみはと見べぬ。

2 検印を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十号募集の11中「㊟」や証の' 区募集選挙区募集区募集選挙区中' 区募集選挙区中のみはと見べぬ。

2 証紙の交付を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙の交付を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十号募集の区中「㊟」や証の' 区募集選挙区中のみはと見べぬ。

3 代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十号募集の区中「㊟」や証の' 区募集選挙区募集区募集選挙区中' 区募集選挙区中のみはと見べぬ。

2 代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十一号様式中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 検印を受ける者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印を受ける者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正)

第二条 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和三十六年栃木県選挙管理委員会告示第十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第二号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

第三条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号中「㊟」を削る。

(栃木県選挙事務等取扱規程の一部改正)

第四条 栃木県選挙事務等取扱規程(平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記第八号様式及び別記第十二号様式中「㊟」を削る。

別記第十四号様式中「㊟」を削る。

別記第十五号様式及び別記第二十四号様式から別記第二十六号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第三十一号様式中「㊟」を削る。

別記第三十二号様式、別記第四十一号様式、別記第四十七号様式、別記第五十二号様式及び別記第五十七号様式中「㊟」を削る。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第五条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県選挙管理委員会告示第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十六号中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第四号

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県監査委員

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示

次に掲げる規程の規定中「㊟」を削る。

- 一 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県監査委員告示第三号) 別記様式第十三号

一 栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県監査委員告示第十号）別記様式第二十六号
附 則
 この規程は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会

栃木県収用委員会規則第一号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和三年三月三十一日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「**印**」を削る。

- 一 栃木県情報公開条例施行規則（平成十二年栃木県収用委員会規則第一号）別記様式第十三号
- 二 栃木県個人情報保護条例施行規則（平成十三年栃木県収用委員会規則第三号）別記様式第二十六号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県収用委員会告示第一号

栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程（昭和五十七年栃木県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

別記様式中 栃 木 県 収 用 委 員 会 **（印）** を「栃 木 県 収 用 委 員 会」に改める。